



# Newsletter

ATSUMI & SAKAI  
www.aplawjapan.com

2025年2月3日

No.VNM\_043

## ベトナムにおけるカーボンクレジット市場の展望と 日系企業への影響

執筆者：弁護士／ベトナム外国弁護士 [入江 克典](#)  
弁護士／ベトナム外国弁護士 [及川 泰輔](#)  
ベトナム社会主義共和国弁護士\* [マイ・ティ・ゴック・アイン](#)

\*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

### 1. はじめに

ベトナム政府は、2050年までに温室効果ガス（以下「GHG」）実質ゼロ（カーボンニュートラル）を達成する方針の下<sup>1</sup>、2020年環境保護法（No.72/2020/QH14）に基づく政令No.06/2022/ND-CP（以下「政令第6号」）において、ベトナムでのカーボンクレジット市場開設に向けてのロードマップを示しました。政令第6号によれば、ベトナム政府によるカーボンクレジット市場は、2025～2027年の試験運用を経て、2028年より正式運用が開始される見込みとなっています<sup>2</sup>。また、最近でも、同政令の改正草案の公表や、GHG目録報告書作成義務に関する首相決定No.13/2024/QD-TTg（以下「決定第13号」）等、法整備が進められています。そこで、本稿では、ベトナムにおけるカーボンクレジット市場の展望と日系企業への影響を解説いたします。

### 2. カーボンクレジットの分類

前提として、カーボンクレジットの制度は、国連・政府が主導する方式と民間セクターが主導する方式の2種類に分類されます。また、前者の方式には、国連での取り決めによるもの、二国間の条約によるもの、国内制度によるものが存在します（以下図を参照）。これらの分類に応じて、準拠法や適用される法令等が異なりますので、検討の際にはいずれの制度を利用するのか、注意する必要があります。

<sup>1</sup> JETRO ハノイ事務所 海外調査部「ベトナムのカーボンニュートラルに向けた取り組み状況」（2022年5月）12頁

<sup>2</sup> 以下URLのとおり、企業主導のボランタリークレジット市場については、ベトナム国内においても、既に取引所が開設されたとの報道がなされています（<https://en.vietnamplus.vn/vietnams-first-voluntary-carbon-exchange-launched-post268829.vnp>（最終閲覧日：2025年1月29日））。

運営主体		具体例	準拠法、適用法令
国連・政府主導	国連での取り決めによるもの	京都メカニズムクレジット	関連する条約及び国内法令等
	二国間の条約によるもの	二国間クレジット制度 (JCM)	関連する条約及び国内の実施要項等
	国内制度によるもの	J-クレジット (日本)、CCER (中国)	制度国により定められる関連法令等
民間セクター主導		VCS、Gold Standard	規約等で定められる準拠法

(出典：経済産業省「カーボン・クレジット・レポートの概要」(参考資料4) 16頁を加工して作成<sup>3)</sup>)

### 3. 想定される国内カーボンクレジット市場の概観

一般に、カーボンクレジットの制度設計には、「キャップ&トレード制度」と「ベースライン&クレジット制度」という2種類のアプローチがあります。

「キャップ&トレード制度」とは、特定の組織や施設からの排出量に対し、一定量の排出枠を設定し、実排出量が排出枠を超過した場合、排出枠以下に抑えた企業からの超過分の排出権(カーボンクレジット)を購入する仕組みをいいます<sup>4)</sup>。

一方で、「ベースライン&クレジット制度」とは、ボイラーの更新や太陽光発電設備の導入、森林管理等のプロジェクトを対象として、そのプロジェクトが実施されなかった場合の排出量及び炭素吸収・炭素除去量(以下「排出量等」)の見通しと実際の排出量等の差分について、MRV(測定・報告・検証)を経て、国や企業の間で取引できるよう認証する制度をいいます<sup>5)</sup>。

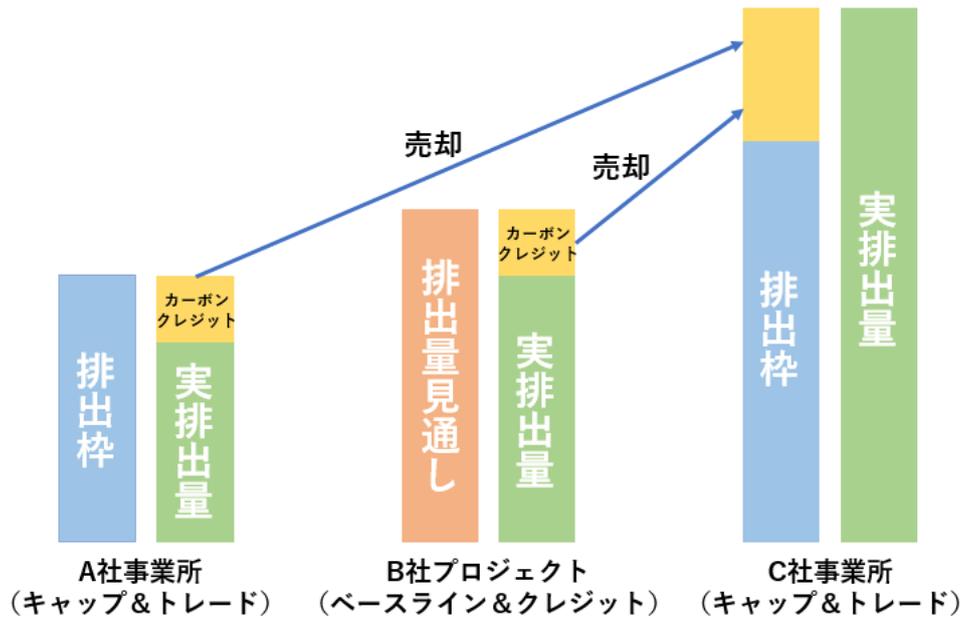
ベトナムでは、現在、「キャップ&トレード制度」に基づく制度の整備を中心に進めているものの、政令第6号では、排出枠を補完するものとして、「ベースライン&クレジット制度」に基づくカーボンクレジットの購入を限定的に認めており(政令第6号第8条、第19条第3項d)、両制度をミックスした制度となることが予想されます。

ベトナムでのカーボンクレジット制度を図示すると、以下のようになります。

<sup>3)</sup> [https://www.meti.go.jp/shingikai/energy\\_environment/carbon\\_credit/pdf/004\\_s04\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_credit/pdf/004_s04_00.pdf) (最終閲覧日：2025年1月29日)

<sup>4)</sup> 経済産業省 環境経済室主催 カーボンニュートラルの実現に向けたカーボン・クレジットの適切な活用のための環境整備に関する検討会「カーボン・クレジット・レポート」(2022年6月) 4頁

<sup>5)</sup> 前注4頁



(出所：筆者作成)

## 4. 法制度

### (1) 現行法令におけるポイント

#### ア. GHG目録報告書の提出義務等を負う事業所

政令第6号は、ベトナム政府がGHG排出枠を各事業所に割り当てる際に必要となる情報収集の手段として、以下の基準に該当する事業所に対して、本稿4.(1)イ記載の各種報告書の作成・提出義務等を負わせています（同政令第5条第1項及び第6条第1項）。

- 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）換算で年間3,000トン以上のGHGを排出する事業所
- 年間エネルギー消費量が石油換算で1,000トン以上の火力発電所又は工業生産施設
- 年間エネルギー消費量が石油換算で1,000トン以上の貨物輸送会社
- 年間エネルギー消費量が石油換算で1,000トン以上の商業ビル
- 年間処理量が65,000トン以上の固形廃棄物処理施設

これに基づき、2022年1月、ベトナム政府は、上記基準に該当する1,912の事業所のリストを公表しました（首相決定No.01/2022/QD-TTg）。また、2024年8月には、同リストの更新が発表され、合計で2,166の事業所が掲載されています（決定第13号）。筆者が確認する限り、これらの事業所の中には、一定数の日系企業も含まれています。同リストは、今後も更新・調整されることが想定されているため、現時点では対象外となっている事業所についても、今後の動向を注視する必要があります。

#### イ. 義務の内容

本稿4.(1)ア記載の基準に該当し、首相決定によってリストアップされた事業所は、以下の義務を負うこととなります<sup>6</sup>。

- ① 2026年から2030年までの温室効果ガス排出削減計画（割り当てられた排出枠に基づく）を策定し、毎年調整し、ベトナム天然資源環境省（以下「MONRE」）に提出する義務（政令第6号第13条第4項b）
- ② 各省庁の指導により、GHG目録に関連する情報を提供する義務（政令第6号第11条第4項a）
- ③ 初回期限を2025年3月31日として、省レベル人民委員会に対して隔年ごとにGHG目録報告書を提出する義務（同条同項b）
- ④ 初回期限を2025年12月1日として、③の報告期間において、MONREに対してGHG目録報告書（完成版）を提出する義務（同条同項c）
- ⑤ GHG排出削減対策の実施結果を測定する義務（第10条第2項a）
- ⑥ 初回期限を2027年3月31日として、所定の省庁及び省レベル人民委員会傘下の関連専門機関に対してGHG排出削減に関する報告書を提出する義務（同条第3項a）

## ウ. 罰則

事業所が本稿4.(1)イ記載の③・④・⑥の義務を怠った場合には、警告処分又は6,000万VND～10,000万VNDの罰金が科されるおそれがあります（政令No.45/2022/ND-CP第6条、第45条第1項、第3項）。また、③・④・⑥の報告書を提出する際に不正確又は虚偽の情報を提供した場合には、1,000万VND～2,000万VNDの罰金が科されるおそれがあります（同政令第6条、第45条第2項）。

### (2) 改正草案におけるポイント

2024年8月、MONREは、政令第6号の改正草案を政府に提出しました（以下「本草案」）<sup>7</sup>。本草案の概要は、以下のとおりです<sup>8</sup>。

## ア. GHG目録報告書の評価方法

本草案では、GHG排出枠を割り当てられた事業所と割り当てられていない事業所が、GHG目録報告書の結果を評価する際、それぞれ異なる手順や要件に服することが提案されています。各事業所のGHG目録報告書の調査結果は、関連省庁及び地方当局によって評価されることとなります。なお、GHG排出枠が割り当てられない事業所については、GHG目録報告書の調査結果の評価と同時に、GHG排出削減計画が評価することが提案されています（以上、本草案により改正及び補足された政令第6号第11条第6項、同条第6a項）。

## イ. 段階的なGHG排出枠の割当て

政令第6号では、2026年から2030年にかけてGHG排出枠の割当てを行う旨規定されています（政令第6号第7条第4項b、第12条）。

一方で、本草案では、GHG排出枠の割当てに関する以下のスケジュールが提案されています（本草案により改正された政令第6号第12条）。

<sup>6</sup> ③・④・⑥の報告書の記載方法は、通達 No.17/2022/TT-BTNMT で示されています。

<sup>7</sup> <https://vibonline.com.vn/du-thao/du-thao-nghi-dinh-sua-doi-nghi-dinh-06-2022-nd-cp-quy-dinh-giam-nhe-phat-thai-khi-nha-kinh-va-bao-ve-tang-o-don> (最終閲覧日：2025年1月29日)

<sup>8</sup> 本稿執筆時点（2025年1月28日）では、本草案が実際に制定・施行されたとの情報はありません。

期間	GHG排出枠の割当て対象となる施設	割当予定時期
2025－2026	火力発電所、鉄鋼生産施設、セメント生産施設に該当し、首相の決定により指定される施設	2025年12月31日まで
2027－2028	各省庁が選定し、首相及びMONREにより決定される施設（第1フェーズ）	2027年10月31日まで
2029－2030	各省庁が選定し、首相及びMONREにより決定される施設（第2フェーズ）	2029年10月31日まで

（出所：筆者作成）

#### ウ. ベトナムにおけるカーボンクレジット市場に参画できる主体

本草案では、ベトナムにおけるカーボンクレジット市場に参画できる主体を以下のとおり整理しています（本草案により改正された政令第6号第16条）。

制度	主体
キャップ&トレード制度	➤ GHG排出枠が割り当てられた事業所
ベースライン&クレジット制度	➤ ベトナムに拠点を有する全ての組織及び個人

（出所：筆者作成）

#### エ. 登録制度

カーボンクレジット市場での取引に際して、GHG排出枠及びカーボンクレジットを管理するための登録制度が設置されるものと提案されています（本草案により改正された政令第6号第18条）。

#### オ. カーボンクレジットの評価機関に関する資格認定制度及び役割

本草案において、カーボンクレジットの評価機関に関する資格認定制度が規定されています。カーボンクレジットの評価機関は、適合性評価業務を行うためのライセンスを有する機関とされています（本草案により改正された政令第6号第20条第2項a）。また、評価機関の役割は限定的で、主にカーボンクレジット取引所参入にあたってのプロジェクトに関する書類の評価が対象となります（同条同項b）。

#### (3) 今後の課題

カーボンクレジット市場は、世界的にみても未成熟な分野であり、制度運用にあたっては様々な制度的・技術的課題を克服する必要があります。ベトナムにおいても、事業所が政令第6号等に定められた義務を履行できるか、事業所におけるGHG排出量やGHG排出削減効果を評価するための組織・人材を確保できるか等が大きな課題となっています<sup>9</sup>。

<sup>9</sup> <https://baotaingyenmoitruong.vn/nhie-u-y-kien-dong-gop-cho-nghi-dinh-sua-doi-bo-sung-mot-so-dieu-cua-nghi-dinh-so->

## 5. 日系企業への影響

仮に、自社事業所の名称が決定第13号に掲載されたリストに掲載されていた場合には、直近で2025年3月31日を期限とするGHG目録報告書を作成・提出する必要があるとあり、当該義務を怠った場合には、警告や罰金といった制裁が課されるおそれがあります。

一方で、実際にカーボンクレジット市場がどのように運用されるかは依然として不透明な部分も多く、法整備の進捗状況によっては、今後、政令第6号に規定されるスケジュールが遅延する可能性も十分に考えられます。

このような状況に鑑みて、日系企業としては、カーボンクレジット市場に関する法整備や運用状況等に関する情報収集を行いつつ、適宜定められた義務を履践しながら、GHG排出量削減のための方策を検討する等、今後の制度運用に備えた対応が求められます。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

## ベトナムプラクティスメンバー

### ベトナム

弁護士／ベトナム外国弁護士 [入江 克典](#) (パートナー、東京弁護士会)  
Email: katsunori.irie@aplav.jp

ベトナム社会主義共和国弁護士\* [マイ・ティ・ゴック・アイン](#) (オブ・カウンセル、Ho Chi Minh City Bar Association)  
Email: anh.mai@aplav.jp

\*ただし、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

弁護士／ベトナム外国弁護士 [及川 泰輔](#) (アソシエイト、第一東京弁護士会)  
Email: taisuke.oikawa@aplav.jp

### 日本

弁護士 [鈴木 由里](#) (パートナー、第二東京弁護士会)  
Email: yuri.suzuki@aplav.jp

弁護士 [岸田 梨江](#) (パートナー、第一東京弁護士会)  
Email: rie.kishida@aplav.jp

弁護士 [上東 亘](#) (パートナー、第二東京弁護士会)  
Email: wataru.kamihigashi@aplav.jp

### インドネシア

弁護士 [宮西 啓介](#) (アソシエイト、東京弁護士会)  
Email: keisuke.miyanishi@aplav.jp

当事務所ベトナムプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。  
また、その他メコン地域の国々 (ラオス/タイ/カンボジア/ミャンマー) のプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

## お問い合わせ先

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ベトナムプラクティスチーム

Email: [ipg\\_vietnam@aplav.jp](mailto:ipg_vietnam@aplav.jp)

当事務所のニューズレターをご希望の方は[ニューズレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。